

富岡総合公園特記仕様書

1 概要

所在地	金沢区富岡東二丁目9
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>かつて日本海軍の基地「横浜海軍航空隊」があり、戦後は米軍に接收され富岡倉庫地区と呼ばれていました。昭和46年に返還され、昭和50年からその一部が国有地の無償貸与を受けて公園として公開されました。</p> <p>公園内には自然樹林が多く、樹林を進むとアーチェリー場があり、このアーチェリー場は公営施設としてはわが国最初のものです。</p> <p>公園中央部の道路沿いには、桜並木が見られ、道路の両脇には横浜海軍航空隊当時の石門が残されています。</p> <p>平成22年度照明施設改良工事 平成23年度照明施設改良工事 平成25年度駐車場エリア再整備工事 平成28年度照明施設改良工事 平成30年度トイレの改修工事（予定）</p>
面積	219,208㎡（総合公園）
有料施設	<p>利用対象施設 洋弓場（アーチェリー） シューティングライン （30m11レーン、50m7レーン、70m7レーン、90m2レーン）</p> <p>個人利用 1時間300円（条例上の上限額。以下同様） 貸切利用 日曜日及び国民の休日 午前31,000円 午後51,000円 上記以外の日 午前22,000円 午後34,000円</p> <p>開場時間 9:00～17:00（ただし、5/16～8/15は9:00～18:00） 休場日 年末年始期間（12/29～1/3） 専用備品 巻わら20、的用三脚20、巻わら台20、的用畳20、小旗20、番号札40組、更衣室用ロッカー4</p>
付帯設備	池、休憩所、管理詰所、駐車場、アーチェリー場、庭球場、多目的広場、トイレほか
電気設備等	<p>1 負荷設備 （1）分電盤 10面</p> <p>2 園内灯設備 （1）H537(300W) 6基 （2）H537(200W) 12基 （3）セラメタ(190W) 35基 （4）セラメタ(110W) 1基</p> <p>3 放送設備 （1）放送設備ラック （モニター、ラジオチューナー、ミキサー、スピーカーセクター、プログラムチャイム、パワーアンプ2台、主電源ユニット、非常電源ユニット2台、ハンドマイク、バッテリー4本） （2）レピーター盤 （3）スピーカー 屋外用 8台</p>

	<p>4 節水装置</p> <p>(1) 団地側制御盤（ハイタンク数4台、小便器3台、大便器3台、手洗器4台）</p> <p>(2) 洋弓場脇制御盤（ハイタンク数4台、小便器4台、大便器4台、手洗器6台）</p> <p>5 時計設備</p> <p>2台（テニスコート、広場）</p> <p>※その他、空調設備として、家庭用のものが2台あります。</p>
--	--

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点 検	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃	年1回
	節水装置設備	各々トイレ	点検清掃	年1回
修 理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について（該当する公園及び公園施設のみ）

従来どおり、横浜市で管理をするため、点検等の際には指定管理者は協力をお願いします。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、毎月翌月30日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(11) 洋弓場（アーチェリー場）について

ア アーチェリー場については、現指定管理者が実施している管理運営水準を維持し、管理運営事項や保険加入、安全対策も同水準としてください。

また、アーチェリー場射場及び芝生を囲む中高木については、競技に支障がでないように指定管理者が第三者の委託によることなく、随時剪定等を必ず実施してください。

イ 洋弓場（アーチェリー場）は会員制での施設運営はできません。多くの市民が公平公正に利用できるよう、ビジター制での運営を行ってください。

ウ 安全指導員は、(公社)全日本アーチェリー連盟「公認審判員」有資格者並びに(公財)日本体育協会「公認アーチェリー指導員」またはそれ以上の資格を有する者を選定してください。

エ 全日本アーチェリー連盟、神奈川県アーチェリー協会との連携が運営をしていくにあたり必須となっております。指定管理者は連携を密に図る管理運営体制を提案してください。

オ 全日本アーチェリー連盟公認1級指導員、1級審判員、2級指導員、3級審判員をそれぞれ1名ずつ必ず配置してください。

(12) テニスコート及び多目的広場について

テニスコート及び多目的広場は、現所在地元住民が組織をする管理運営委員会によって運営が実施されていますが、管理運営委員会要綱に規定された業務を管理運営委員会が行うため、指定管理者は管理運営委員会と書面により役割分担を定め、必要な管理運営についての取り決めをしてください。

(13) 防空壕について

洋弓場（アーチェリー場）の下に、防空壕があります。老朽化により陥没等が起きた場合は、南部公園緑地事務所へ連絡し、緊急対応を取ってください。

(14) 広域避難場所について

広域避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をします。金沢区防災計画に基づき、金沢区の指示に従って対応してください。

(15) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

(16) トラクター及び乗用草刈り機について

公園備品にトラクター及び乗用草刈り機がないため、トラクター及び乗用草刈り機を持ち込んで維持管理してください。

(17) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

- (1) 桜の開花時期には多くの花見客が訪れ、無許可露店出店や路上駐車、ごみの問題が頻発しています。それらの課題をどう解決していくかの提案をしてください。
- (2) 管理棟のインフォメーション機能拡充を含め、管理棟に常時人員配置を原則とした管理棟有効活用案を利用者サービスの向上や公園の魅力向上する観点から提案してください。
- (3) 樹林が多く、起伏の激しい園地であり、安全対策やその利活用が必要となっています。応募団体が考える安全対策や、園地の利活用を含めた管理運営を創意工夫に基づいて提案してください。
- (4) 公園が広大であり、公園に関する問合せも多く、公園の案内を実施していく必要があります。公園内に所在する施設の案内や、公園利用者の満足度向上のためにどのような取組をしていくかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (5) アーチェリー場とその他の園地について、一体的な管理運営の必要がありますが、どのような連携取組で相乗効果が得られるかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (6) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (7) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。